

高齢者・障害者福祉施設における感染事例の検証と課題に対する対応策

	現 状	課 題	対 応 策
1. 感染経路	<ul style="list-style-type: none"> <li>○職員が施設外で感染し、無症状のため気付かずに施設内に持ち込んでしまった（推定）</li> <li>○職員に発熱が認められたので自宅待機とした。</li> <li>○利用者が他の施設で感染し、無症状のため気付かずに施設内に持ち込んでしまった（推定）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○無症状の場合、日々の健康観察でも発見が難しい。</li> <li>○症状が出る以前の感染を発見するのは難しい。</li> <li>○他施設から感染情報が入り、感染疑い者を速やかに個室隔離したが、施設内感染を抑えられなかった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>☞日頃からの健康管理・観察の徹底、三密回避、ソーシャルディスタンスを徹底</li> <li>☞利用者が他のサービスを利用している場合は、施設間で情報共有を図り、早期発見・早期対応に努める</li> </ul>
2. 施設内での感染拡大	<p>〔陽性判明前〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○感染者が、無症状で、施設内の他の利用者や職員に接触し、感染が広がってしまった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○無症状の場合、日々の健康観察でも発見が難しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>☞日頃からの健康管理・観察の徹底、三密回避、ソーシャルディスタンスを徹底</li> <li>[具体的な改善内容]</li> <li>・可能な限り、各職員が担当する利用者を限定する。</li> <li>・利用者と一緒に食事することはなるべく避ける。食事介助が必要な場合は、マスクや手袋を必ず着用して行う。</li> <li>・職員が食事をとる際は、一定の距離を確保し、一方向を向き、換気をして、会話を避ける。</li> <li>・物品や休憩場所の寝具等の共用を避ける。共用しなければならない物品や高頻度で接触する面は、随時消毒を行う。</li> <li>・出入口に消毒液を設置する。</li> <li>☞感染疑い者が発生した時は、陽性者と想定してマニュアルの「陽性判明後」に準じて対応する。必要に応じて、保健所に助言・指導を求め、陰性が判明するまでは、陽性者発生時の拡大防止対策を徹底する。</li> </ul>
	<p>〔陽性判明後〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○陽性判明後、保健所からの指示どおりの感染対策ができなかった。</li> <li>・ゾーニングした区域間を防護服のまま往来したり、手袋等を交換せずに非陽性者に接触した。</li> <li>・職員不足により感染対策が徹底できなかった。</li> <li>・特性上、感染予防が困難な利用者がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○感染対策の理解不足</li> <li>○職員不足のシミュレーションや人的応援体制が十分でなかった</li> <li>○特性上、感染対策が困難な利用者は、万全な対応は難しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>☞施設内研修等による感染防止対策の徹底</li> <li>☞同一法人からの職員派遣などにより、マンパワー不足を解消する。</li> <li>☞県の「施設等職員緊急補充事業」による、他法人からの応援職員の受入れシミュレーションなどを事前に検討しておく。</li> <li>☞特性上、感染予防の理解が困難な利用者に対しては、強制的なゾーニングの工夫により、利用者同士の接触を回避する。また、日頃から利用者に対してマスク着用・手指消毒の訓練を実施し、慣れさせる。</li> </ul>
3. その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○陽性判明後、職員が従事困難になったり、離職するなど、職員不足となり、利用者の健康管理等が不十分となった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○職員不足にもかかわらず、同一法人内での人的応援が得られなかった。</li> <li>○職員不足時の対応を準備していなかった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>☞陽性者発生時の勤務可能者を事前に把握し、同一法人内での応援体制のシミュレーションを実施。</li> <li>☞同一法人内での応援体制を確保した上で、法人内でのサービスの維持継続が困難な場合は、県の「施設等職員緊急補充事業」により、他法人からの応援職員の派遣調整を行う。</li> <li>☞保健所指導のもと職員による健康観察の実施や協力医療機関（嘱託医）との発生時の協力体制を再確認。</li> <li>☞看護師の退職で人員が不足する場合は、関係機関（看護協会等）を通じて募集</li> </ul>